

三育学院大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

三育学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、三育学院大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

三育学院の基本理念は、聖書の示す愛を土台とし、目的は「キリスト教に基づき、人間の備える知性、霊性、身体の調和ある発達を目指し、隣人に対する愛と奉仕を基本として、セブンスデー・アドベンチスト教団（SDA）の機関及び地域社会、国際社会において広く貢献できる人材を育成すること」と学則にある。この目的のもと、10の教育目標を掲げ、「SDA ライフスタイル」に基づいた健康的生活の実践など全人的教育を行っている。大学の使命・目的及び教育目的は、学内報や学生ハンドブック、校舎内での掲示、臨地実習要項などにて学内周知し、学外へは、ホームページ及びパンフレットに掲載している。

理事会、教授会が置かれ、教授会のもとに教育と研究に関わる委員会が組織されている。教授会は、全教員及び一部職員が構成員に加わった組織となっている。

「基準2. 学修と教授」について

教育理念に対して「喫煙・飲酒を行わない者」を出願要件に加え、オープンキャンパスではベジタリアン食を提供するなど、全人的教育の広報に努めている。履修登録単位数の制限を設け、シラバスには予習・復習ポイントを示し学修を助け、スピリチュアルケア、宗教教育、労作教育、学寮教育を通し、教員と職員が協働指導している。学修支援体制として、クラスアドバイザー制度及びグループアドバイザー制度をとり、GPA(Grade Point Average)を用いて学修指導や奨学金の受給資格、国家試験の合格率上昇に向けた対策を行っている。また、関連医療機関と連携を図り、学生自らが職業観を培うキャリアプランニングをしている。

専任教員を適切に配置し、授業における工夫について話合う勉強会、公開授業などFD(Faculty Development)委員会を中心に教員への啓発活動を行っている。教育施設は移転後36年を経過し老朽化しているが、耐震診断を実施し基準値を満たしていることが確認された。また、学修環境整備では、学修センターを開設している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は幼稚園から大学まで多数の学校を設置し、それぞれ担当理事が連絡調整を行っている。学長は短期大学長及び専門学校長を兼任しており、高等教育全体の教学に関する重要案件を毎月合同教授会にて審議し、毎月2回開催される運営委員会では大学の重要事項を審議し、同時に日常的な業務処理も決定している。法人及び大学の事務局体制は、学生総合オフィスと総務課に統合し、規模に応じた体制となっており、教員が事務局管理職の一部を兼任し、職員も各種委員会の構成員として参画している。

過去5年間、法人は支出超過の状態にあるが、併設する短期大学の廃止を決議し、3年次編入定員の返上、募集定員増の計画など財政の健全化を目指した中長期計画を策定している。しかしながら、平成25(2013)年度財務計算書類の資金収支計算書において、会計処理に不正確な処理があり、早急な改善及び体制の整備が求められる。

「基準4. 自己点検・評価」について

「自己点検・自己評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価は毎年継続的に行い、その結果は翌年度の活動計画に反映させている。5年に一度、SDA世界総会教育部の評価機構（AAA: Adventist Accrediting Association）の評価を受け「推奨すべき点」と「改善すべき点」が明らかにされ、毎年AAAに改善状況報告を行っている。

各年度の自己点検・評価の結果は、「自己点検・自己評価委員会」、教授会を経て学内教職員や理事会に伝達、共有され、改善すべき課題に対しては適切な措置が講じられている。教職員はいずれかの委員会に所属し、その中でPDCAサイクルを用いた自己点検・評価に参画している。作成された自己点検・自己評価報告書は、学内や系列病院など関連機関に配付され、ホームページでも公開している。

総じて、大学は、キリスト教に基づいた全人的教育を提供し、「SDA ライフスタイル」に基づいた健康生活の実践を行っている。理事会、教授会が置かれ、中長期計画を策定し、教授会は全教員及び一部職員が構成員となっている。クラスアドバイザー制度及びグループアドバイザー制度、スピリチュアルケア、宗教教育、労作教育、学寮教育を通し、手厚い学修支援体制がとられている。また、自己点検・評価は毎年継続的に行い、外部機関からの評価も受けている。しかしながら、会計処理に関しては改善すべき点がある。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.全人的教育」「基準B.社会貢献・地域との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

学校法人三育学院の基本理念は、聖書の福音を教育理念の根底に据え、聖書の示す愛を土台とし、神と隣人に対して十全な奉仕をするため、人間の備える霊性、知性、身体的全

での面を最大限に発達させ、円満な人間形成を実現することである。この理念から「自分を愛するようにあなたの隣り人を愛せよ」とのキリストの言葉を具体的に実践する看護、全人的回復を目指す看護師・保健師を育成し、広く社会に貢献することを使命としている。

この基本理念から、学則には「キリスト教に基づき、人間の備える知性、霊性、身体の調和ある発達を目指し、看護学に関する専門的知識と技術を修得させるための教育と研究を行い、隣人に対する愛と奉仕を基本として、セブンスデー・アドベンチスト教団の保健医療福祉機関および地域社会、さらに国際社会において広く貢献できる人材を育成することを目的とする」と目的が明示されている。この目的を達成するために、その意味内容を10の教育目標として、具体的かつ簡潔に文章化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

キリスト教を教育の土台とした全人的教育がなされ、「SDA ライフスタイル」に基づいた健康的生活の実践など個性・特色が明示されている。

学校教育法第 83 条や大学設置基準第 2 条に照らして、大学として適切な目的を掲げており、教育基本法及び学校教育法などの関係法令に適合している。

三育学院短期大学看護学科から三育学院大学看護学部看護学科の設置に改めるなど、時代の変化や社会の変化に対応するよう教授会、理事会で定期的に検討し、それに基づいた対応を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、理事長、学長、学部長、学科長などの討議を経て、理事会で決定されたもので、大学設置後は全学の研修会で取上げるなど、役員、教職員の理解や支持が得られるように努めている。新任教職員に対しては、新教職員理念研修委員

会により使命と目的、教育目的が明確に伝えられている。

学生に対しては、学生ハンドブックや学内の掲示を通して周知し、履修要項には、各科目が 10 の教育目標のうちどの目標に該当するか明記され、学生が常に教育目標を意識するような工夫がなされている。また、学外に向けては、使命・目的及び教育目的をホームページ及びパンフレットに掲載し公表している。

中長期計画も策定され大学の使命・目的を達成するための改革改善に向けて取り組んでいる。

使命・目的及び教育目的を達成するために、看護学部には教授会のもとに教育と研究に係る委員会、図書館が組織されている。教授会には、教授のみならず全教員、学長が必要と認めた職員も構成員に加わり、教育研究組織として整合性が確保されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

看護学部のアドミッションポリシーは教育理念に基づき大学パンフレット、ホームページ、募集要項に明記されている。平成 24(2012)年度入試から、全ての入試区分において面接試験を実施し、出願要件に「喫煙・飲酒を行わない者」を加え、教育理念及び学生受入れの方針の理解度の把握に努め、学生受入れの工夫をしている。

編入学を除くと、過去 5 年間の入学者数は定員を充足しており、安定的に定員を確保できている。平成 23(2011)年度以降の編入学生確保困難に伴う対応策として定員枠を返上する決議をし、財政面などを含めた対処がなされている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針により、学年進行に応じて体系的な科目配置がなされている。開講科目のうちどの科目が、10の教育目標のどの目標と関連付けられているかをシラバスで示している。国際的に活躍できる看護師を養成するために、専門教育科目として「国際看護論」「国際看護実習」を配置し、教育目標に対応した科目配当がなされている。また、ホリスティック・ナーシングケア実践のために「スピリチュアルケア」を配置している。

学修内容を十分理解した上で計画的に学修が進められるように、履修登録単位数の制限（下限・上限）が設定されている。シラバスには学修課題を明示し、各科目において授業の前後の学修時間を確保するようにしている。

教務委員会とFD委員会が連携し、教育方法改善に向けてFD研修会を実施し、教員の教育力向上・教授方法の改善に取り組んでいる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援体制としてクラスアドバイザー制度及びグループアドバイザー制度をとり、二段構えでの学生対応、個別支援がなされている。さらに、平成26(2014)年度からは学生の主体的学修をサポートするために学修センターを設置している。

教育の柱として、宗教教育、労作教育、学寮教育などを通して、教員だけでなく、職員から見た学生の様子、労作で働く様子、寮での生活態度、食事などから情報を共有し、協働して支援を行っている。

授業評価アンケートや卒業前の4年次生を対象にしたカリキュラム評価アンケートを実施し、学修環境についての学生の意見をくみ上げている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準は単位認定、進級及び卒業認定の基準であり、学則、教務規定及び履修要項に定められた基準に基づき、単位認定がなされている。編入学・転学を除き他大学における既修得単位は60単位を超えない範囲内に定められている。

履修要項には、GPA が記載されており、学修指導や奨学金の受給資格に用いられることが明記されている。また、シラバスにおいて、各科目の詳細な授業計画の提示に加えて、予習・復習ポイントを示し、学生に対して主体的な学修を促している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育については、学生が早期に自己の将来像を描けるように入學時から意図的に関わり、卒業生としての特性を明示し、4年間の学びでその特性を身に付けるように支援体制を整えている。学生の個別的な就職・進学相談はグループアドバイザーが担当している。グループアドバイザーは国試対策として、学生の弱点及び強みを個別に確認、きめ細かな指導を行っている。また、学生係と4年次生クラスアドバイザーが連携し、就職支援をしている。

平成 24(2012)年度からの保健師選択制導入に伴い、保健師・看護師の職務特性を理解しやすくするための関わりや卒業後の関連医療機関との連携を早期から実施し、学生自らが職業観、勤労観を培いやすいキャリアプランニング環境を調整している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

開學時より学生に授業評価アンケートを科目ごとに実施している。集計結果は、各教員から学生に向けフィードバックのコメントを入れ、閲覧できるよう図書館のコーナーに設置している。

平成 25(2013)年度国家試験の合格率上昇に向けた対策として、GPA を基準に指導体制を強化し、グループアドバイザーによる個別サポート体制を整えている。

既卒者によるアンケートにより教育評価として、教育目標であるコミュニケーション能力が身に付いたと捉えている。また、就職先からの教育評価としては、患者を大切にする態度や倫理観について高評価を受けている。

教育課程に関する教育評価のフィードバックとして学生の学修効果が低い教科目に迅速な対応が図られており、また科目配置など、学生の学修進度への配慮がなされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

大半の学生が入寮しており、入寮生に対する心身の健康、経済、生活全般にわたる支援を、全学的に行っている。寮生活をより良くするための寮会を立上げるなど、ハード・ソフト両面から学生生活支援体制を整えている。また、教職員住宅がキャンパスに隣接しており、迅速な対応を容易にしている。通学生に対する支援はクラスアドバイザー及びグループアドバイザーが担当している。

寮の立地環境に配慮した防犯教育、交通安全対策に力を入れている。また、意見箱を常設し、その内容をファイリングすることで、学生・教職員間の課題認識、共通認識を深めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準、「三育学院大学教員資格審査基準」にのっとり専任教員を確保し、適切に配置しており、専任教員の年齢構成に偏りはなく、バランスがとれている。

学内カリキュラムとして教養教育体制を整え、宗教教育としてのキリスト教を背景に歴史・文化・世界観・価値観を学ぶ機会は多く、海外研修や海外実習での異文化体験を通じて教養を学修する機会が設けられている。また、カリキュラム外の教養教育体制を「全人的教育」の土台として位置付け、宗教教育、学寮教育、労作教育、健康教育を展開している。特に、学寮教育という教養教育体制はグローバル化時代における人材教育の場となっている。

開学と同時に立上げた FD 委員会は教員の教育能力・研究能力の向上を目指し、研修会や討論会、授業における工夫について話合う勉強会、公開授業など、教員への啓発活動を中心に教育研究活動の向上に寄与している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

キャンパス、教育施設は移転後 36 年を経過して老朽化しているが、平成 19(2007)年 8 月に耐震診断を実施し、基準値を満たしているとの結果を得ている。定期的に業者による防災設備点検を行い、全学及び各寮における防災訓練を毎年実施している。学生の主体的な学修をサポートするために図書館内に学修センターを開設するなど、学修環境整備に努めている。

カリキュラムアンケート調査結果を受け、検索システムを強化するなど、図書館機能を充実させており、学生の学修環境改善に取り組んでいる。入学定員は 50 人であるが、教育効果上少人数が望ましい語学、演習などの科目では学生を更に分割するなどの講義展開を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に定められた理事会、諮問機関としての評議員会が適正に機能し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力がなされている。

学則をはじめ学内諸規定を整備し、「利益相反または職務相反に関する規程」及び「ハラスメント防止に関する規程」を整備するなど経営規律を遵守するとともに、学校教育法、私立学校法、設置基準などの関係法令に準拠した法人運営に努めている。

「環境にやさしいエコキャンパスの実現」を掲げ、消費電力削減のための装置を設置し、

節電のためのさまざまな取組みを実施するほか、学生に対する省エネルギー対策の啓もう教育を実施し、自然環境に優しいキャンパスづくりに取り組んでいる。また、教育情報及び財務情報をホームページで広く社会に公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の最高意思決定機関である理事会を年間定例で 6 回開催するほか、理事会が開催されない月には寄附行為に定められた常任理事会を開催することとし、法人内の重要事項を機能的に審議する体制が整備されている。

法人傘下には幼稚園から大学まで多数の学校を設置していることから、高等教育、中等教育、初等教育、財務担当など理事の担当制を敷き、各担当理事が設置校間の連絡調整を行い業務をまとめ、理事会で報告または審議する体制がとられている。

大学においては、学長、常勤理事、学内所管部署の長で構成される運営委員会が毎月 2 回開催され、日常的な業務処理の決定や、管理運営に関する予算・決算・人事など重要事項が審議され、理事会及び常任理事会に具申され、迅速かつ戦略的な意思決定が可能な体制としている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則に基づき、教学に関する意思決定機関として教授会を、大学の管理運営に関する重要な事項を審議する機関として運営委員会を設置し、学長は、教授会及び運営委員会の議長として、大学の教育理念・目的を実現すべく適切なリーダーシップを発揮している。また、学長のリーダーシップを補佐する体制として副学長を置いている。

なお、学長は短期大学長及び専門学校長を兼任しており、法人の高等教育全体の教学に関する事項を検討する機関としての合同教授会を毎月開催し、各設置校との重要案件の審議や連絡調整を行い、意思疎通の円滑化を図っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる

意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会は理事を担当制とし、初等教育担当、中等教育担当、高等教育担当、財務担当の理事を選任し、法人傘下の大学、中学校、小学校、幼稚園とのコミュニケーションをとり、法人全体の円滑な意思決定を行う体制としている。

大学には教学を担当する教授会と大学の管理運営を担当する運営委員会が設置され、それぞれ学長は議長、副学長は委員として出席し、部門間の意思疎通と連携が可能な体制としている。

監事は全ての理事会、評議員会に出席し、法人の財産及び法人の管理・運営の状況を監査し、その結果を理事会及び評議員会に報告し意見を述べるなど、管理運営部門のガバナンスの機能性をチェックしている。

また、理事長及び学長は教職員と定期的に面接し、それぞれの意見をくみ上げるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の事務局体制は、職務分掌規定により明確化され、事務部門を学生総合オフィスと総務課に統合し、お互いに連携しながら情報を共有し、事務の合理化と業務の支援体制を確立し、規模に応じた効率的な業務執行が可能な体制となっている。

法人は、SD(Staff Development)研修会を実施するほか、職員を日本私立大学協会などの主催する各種研修会に参加させ資質向上の機会を設けている。

教員が事務局管理職の一部を兼任し、教学・管理部門の意思疎通の円滑化を図るほか、各種委員会の構成員として職員が参画し、学生の教育指導上の課題を共有し、解決方を検討するなど、教職協働に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体としては、幼稚園から大学まで多数の設置校を有している。過去 5 年間、消費収支が支出超過の状態にあり、帰属収入でも消費支出が賄えない状況にあるが、大学単体では大学完成年度の平成 23(2011)年度と翌平成 24(2012)年度決算は、いずれも消費収支が収入超過となったことから、財政基盤の安定に向けた取組みが始まったことが確認できる。

平成 25(2013)年度は再び大学の消費収支は支出超過となったが、大学、短期大学及び専門学校では中長期計画を策定し、平成 26(2014)年 3 月の理事会において承認された。併設する短期大学の廃止を決議する一方、募集見込みが困難な大学の 3 年次編入定員 (10 人) を返上し、将来的には募集定員の増員を計画するほか、専門学校の改組を予定する計画であり、学生の確保を図りながら経費節減や人件費の圧縮を行うことなどで、財政の健全化を目指している。

【改善を要する点】

○財政面の安定化に向けた法人全体の中長期計画を策定するよう、改善を要する。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしていない。

【理由】

監査は公認会計士による定期監査に加え、決算監査時には法人監事が公認会計士監査に立会い、意見交換を行っている。また、これらの監査に加え、法人の設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団 (SDA) による内部監査が定期的に行われ、監査結果は理事会へ報告されている。

しかしながら、平成 25(2013)年度財務計算書類の資金収支計算書において、前期決算連動科目の「前期末未収入金収入」と当期の「期末未収入金」が、それぞれ過大に計上されており、その結果、資金収支計算書と貸借対照表での不一致が確認されるなど不正確な会計処理となっている。また、年度末の 3 月に補正予算が編成されているにも関わらず、資金収支計算書・支出の部において、「人件費支出、資産運用支出などの大科目で、多額の予算超過が散見されること」「予備費の予算計上がないこと」など、補正予算編成、予算管理体制は十分とはいえない。

【改善を要する点】

○資金収支計算書と貸借対照表での不一致があり会計処理に不正確な処理が見受けられるので、早急に改善するとともに、チェック体制を整備するよう、改善を要する。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的に即した教育研究活動の質を維持・向上させるために、学則、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、委員長を学長が務め、教育部門及び管理部門の管理職などで構成された「自己点検・自己評価委員会」が設置され、自己点検・評価を実施している。また、規定において自己点検・評価項目が定められており、自己点検・評価項目ごとに自己点検・評価作業部会が設置され、大学の現状を調査・分析し、委員会への報告を行うなど、実質的な体制が整備されている。

自己点検・評価の周期は1年度を単位として、毎年継続的に自己点検・評価を行い、その結果は翌年度の活動計画に反映されている。

また、学内の自己点検・評価だけでなく、5年に一度、SDA 世界総会教育部の評価機構(AAA)の認証評価を受けている。評価においては、「推奨すべき点」と「改善すべき点」が明らかにされ、改善点については、毎年改善状況を AAA に報告を行い、改革改善が実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「大学の理念に基づく教育研究活動が実践されているか」について、現状把握のための情報・データの収集、分析、及び改善策の検討を各担当課と担当部署内にある委員会が行っている。看護学部の開学年度以降における各年度の自己点検・評価の結果は、「自己点検・自己評価委員会」、教授会を経て学内教職員や理事会に伝達、共有され、「今後改善すべき課題」に対して適切な措置が講じられている。また、開学から完成年度までの4年間の自己点検・評価の結果については、「2008～2011年度三育学院大学看護学部自己点検・自己評価報告書」を作成し、学内や系列病院など関連機関に配付することで、点検結果や改善策について共有が図られ、更にホームページで公開することにより、自己点検・評価内容の透明性を高め、大学の理念に基づく質の高い教育研究活動につながるよう外部の意見を得るようにしている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目4-3を満たしている。

【理由】

学長を委員長とする「自己点検・自己評価委員会」において、大学の理念に基づいた教育研究活動の質の維持・向上を検証し、その結果をもとに、改革・改善に向けて取組むPDCAサイクルの仕組みを全学的に構築すべく、各教職員はいずれかの委員会に所属し、その中でPDCAサイクルを用いた自己点検・評価に参画している。そして、各委員会での自己点検・評価の結果が自己点検・自己評価委員会、学長、学部長、学科長へと連携が図られており、全学的に自己点検・評価が機能する体制を整えている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 全人的教育

A-1 段階的目標に基づくキリスト教教育

A-1-① 宗教的背景に配慮した段階的到達目標の設定

A-1-② 段階的到達目標に基づくキリスト教教育の実施

A-2 学寮教育の充実

A-2-① 全人的教育における学寮教育の位置づけ

A-2-② 全人的教育における学寮教育の有効性

A-3 労作教育の充実

A-3-① 全人的教育における労作教育の位置づけ

A-3-② 全人的教育における労作教育の有効性

A-4 健康教育の充実

A-4-① 持続可能な健康教育の浸透

A-4-② 全人的教育における健康教育の位置づけ及びその有効性

【概評】

全人的看護の実践者となるための特色ある取組みとしてキリスト教教育、学寮教育、労作教育、健康教育を実践的に展開しており、更なる展開としてスピリチュアルアセスメントを大学の状況に合わせて導入するよう予定している。

学寮教育の目標実現のために「寮生活の心得」を各寮に掲示、啓もう活動が図られている。

労作教育の意義と目的を明記、作業部門、自主管理部門、アルバイト部門を設置している。また、労作教育プログラムの内容について、労作教育委員会を設置し、内容・方法を検討し、改善を図っている。

教育理念と目標に基づく健康教育からくる禁酒・禁煙の徹底、ベジタリアン食による地元食材を活用しての健康支援を行っている。健康教育の特質として「SDA ライフスタイル」を学修、キャンパスライフにおいて実践し、食育を特徴としている。

基準B. 社会貢献・地域との連携

B-1 社会貢献に関する方針と取り組み

B-1-① 社会貢献に関する方針の明確性と組織の適切性

B-1-② 物的・人的資源の社会への提供の適切性

B-2 地域との連携に関する方針と取り組み

B-2-① 地域との連携に関する方針の明確化

B-2-② 地域との連携に関する具体的取り組み

【概評】

社会貢献として個々の教員の責務として活動を行う以外に、公開講座企画委員会、COC委員会、広報委員会、学生委員会などが活動の企画運営を行っている。また、地域ボランティア、海外ボランティア、クリスマス・チャリティー・コンサートなど、積極的にボランティア活動を行っている。

地元大多喜町と大学との連携を図り、平成 25(2013)年度「災害時における学生の救護活動に関する協定書」を締結し、その後大多喜町地域防災計画に基づき、避難所及び救護所における業務に学生ボランティアを募って協力する体制を整えている。また、食堂では、大多喜町の農林生産物出荷組合（セブンカラー）から多くの食材を直接仕入れ、地域食産物の地産地消を実践、地域との連携を深めることができている。

